

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 6 年 1 1 月 2 0 日付けで提起のあった個人情報不開示決定処分（令和 6 年 1 1 月 7 日付けお町第 6 7 7 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和 7 年 2 月 1 2 日付け令和 6 年度答申第 3 号。以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を棄却する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 6 年 1 0 月 1 6 日付けで、おいらせ町長に対し、「DV 支援措置加害者認定に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）の個人情報開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報については、個人情報（対象文書）の存否を答えること自体が開示請求者以外の権利利益を侵害することになり、個人情報の保護に関する法律第 7 8 条第 1 項第 2 号に該当するため、存否応答拒否による不開示とし、令和 6 年 1 1 月 7 日付けお町第 6 7 7 号により不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 6 年 1 1 月 2 0 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

本件審査請求については、審査会に諮問しており、答申書における「2 審査関係人の主張の要旨」のとおりである。答申書における審査関係人の主張の要旨に補足すべき事項はない。

第4 理由

(1) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号への該当性について

本件対象文書は、DV等支援措置に関する文書であり、被害者情報等の個人に関する情報が記載されるものである。

仮に本件対象文書が存在したとして、開示請求者以外の個人情報は個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号前段に規定する不開示情報に該当すると認められる。また、開示請求者以外の個人情報を識別することができないようにしたとしても、DV等における被害者と加害者の関係性を考えると、被害者しか知り得ないDV等支援措置情報が一部明らかになる可能性があり、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、同法第78条第1項第2号後段に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

(2) その他

請求人より、その他〇〇〇〇といった種々の主張をしているが、当該主張の内容については、本件審査請求に対する裁決を左右するものではない。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年2月13日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。